

コンテンツの流通促進方策について

1. 問題の所在

我が国の情報通信環境は世界最高水準と言われており、このような環境を活かした新しいビジネスモデルの創出が期待されている。コンテンツ・ビジネスに関しては、音楽など一部のものについてはネットでの流通が進んでいるものの、特に放送・映画等の動画コンテンツの流通は十分に進んでいないのが現状である。

流通が進まない原因として、ビジネスモデルが成立していないこと、違法コンテンツが氾濫していることなど様々な要因が指摘されているが、その大きな要因の一つとして、コンテンツの権利処理が煩雑なことが挙げられている。

このため、コンテンツの権利処理コストを低減し、ネット上でのコンテンツの流通を促進するための法的対応の可能性について検討を行う必要があるのではないかな。

2. 現行制度等

権利処理コストを低減するための方策としては、著作権法上の権利制限等や著作権等管理事業法に基づく権利の集中管理がある。また、最近のコンテンツ流通促進の流れを受け、民間における自主的な取組が進められている。

(1) 二次利用に関する著作権法上の制度

① 映画のワンチャンス主義

実演家からの録音・録画の許諾を得て作成された映画については、ネット利用を含む以後の二次利用に関する実演家の権利は原則として働かないこととなっている（いわゆるワンチャンス主義、第91条、第92条、第92条の2）。

② 放送事業者の一時的固定の特例

放送事業者は、著作物や実演等を適法に放送できる場合には、当該権利者の（録音・録画の）許諾なく自己の放送のために一時的に録音・録画ができる（第44条、第102条）。また、放送事業者は、実演家から放送について許諾を得た場合には、その実演を放送のために録音・録画できる（第93条）。

③ 権利者不明の場合の裁定制度

過去の放送番組、映画等を二次利用する際に、関係する権利者の所在が不明となっているために許諾がとれない場合がある。

脚本、美術、写真等の著作権については、裁定制度（第67条 文化庁長官が著作権者に代わり許諾を与える制度）を活用し、適法にその著作物を利用することができる。利用者は裁定の申請を行うに当たっては、文化庁から著作権者を捜す相当の努力をしたと認められることが必要である。また、申請から結論を得るまでは通常3週間程度かかり、利用者は使用料相当程度の補償金を供託する必要がある。

なお、実演・レコードの著作隣接権に関する裁定制度は導入されていない。

（２）権利の集中管理事業

権利の集中管理事業には、一任型（権利者が利用の許諾権限を一括して委託するもの）と非一任型（権利者が利用の許諾権限を留保し、利用の度にその可否や使用料の額等を決定することができるもの）があり、一任型については著作権等管理事業法の規制を受けることとなる。

一任型の管理事業者は、文化庁への登録、使用料規程の届出が必要であり、「正当な理由」がなければ著作物等の利用の許諾を拒むことはできない（著作権等管理事業法第16条）。

現在のところ、一任型の管理事業は、

- ・音楽（日本音楽著作権協会、イーライセンス、ジャパン・ライツ・クリアランス等）
- ・原作（日本文芸家協会）
- ・脚本（日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会）
- ・実演（日本芸能実演家団体協議会）
- ・レコード（日本レコード協会） などで行われている。

管理事業者数及び管理事業者への委託者数はともに増加傾向にあり、権利処理の簡素化が進められている。

一方、非一任型による集中管理は、法律による規制は受けず、美術（美術著作権協会）、翻訳出版（翻訳エージェント）、一部の実演（日本音楽事業者協会）などにおいて行われている。

（３）民間における取組

① 契約ルール形成

関係省庁の支援の下、2007年2月、（社）日本経済団体連合会に設置された「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」において、放送コンテンツ制作者（放送事業者、番組制作者）と実演家との協議により、製作時における契約締結の取組の促進、ネット配信に関する契約ルール「放送番組における出演契約ガイドライン」が策定され、現在、関係者において周知徹底のための取組が進められている。

② 権利者不明の実演の利用を可能にする暫定的な措置

（社）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）と放送事業者等の合意に基づき、放送番組の二次利用に係る実演家が不明の場合、暫定的な措置として、CPRAが不明者の調査を行い、使用料を預かるとともに、放送事業者は不明者が判明しない場合でも二次利用を進めるという自主的な取組を実施中。

③ コンテンツ情報の整備

関係省庁の支援の下、2007年6月、（社）日本経済団体連合会の呼びかけにより、民間の自主的な取組として、コンテンツを国内外に発信することを

目的とした作品情報のデータベースである「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の運用が開始された。また、著作権等の権利団体においては、権利者情報に関するデータベースとして「創作者団体ポータルサイト」を整備・運用することを予定している。

④ 許諾コード方式の策定

デジタル技術を用いてコンテンツの権利情報や利用実績を把握する許諾コード方式の策定が進んでいる。この方式は、コンテンツを特定する①「コンテンツID」、権利者を特定する②「FromID」、利用者等を特定する③「ToID」、利用許諾条件を表現する④「N許諾コード」の4要素を表す数値コードを付与することで情報を管理するもので、(株)電通において考案され、2008年2月、国際技術標準規格として承認された。

3. 現状

(1) コンテンツの分野ごとの権利処理の状況

コンテンツの種類によってコンテンツホルダーへの権利の集中程度やネット上への流通状況が異なっており、権利処理の状況は様々である。

① レコード

レコードは、実演家等の権利を集中化させるための特別の法律上の措置はないが、原則として製作段階からその後の利用も含めた契約が行われているため、実演家の権利はレコード製作者に集中されている。また、作詞家、作曲家等の音楽の著作権は、一任型の集中管理が進んでおり、管理事業者を通じた権利処理が可能である。このため、ネット配信に伴う権利処理については大きな問題がない。

ただし、音楽のネット配信市場の拡大に伴い、利用実績を提供するためにコンテンツ提供事業者が行う楽曲コードの付加等の処理コストが増大しており、権利者と利用者により利用実績を報告するための機関を設立し、集中的に処理を行うことが検討されている。

② 映画

映画は、ワンチャンス主義という法律上の特別措置(P1参照)があるため、映画に関する実演家の権利はその後の利用について働かないこととなっている。また、原作・脚本等の著作物についても、製作段階からその後の利用も含めた契約が行われているものもあり、そのような契約が行われていない場合でも、管理事業者から許諾を円滑に得られることが多いため、ネット配信に伴う権利処理については概ね問題がない。

ただし、最近の映画は製作委員会方式を取る場合が多く、製作委員会方式では、映画製作者、出版社、放送事業者、玩具メーカーなどが参加し、それぞれが映画、出版、放送、ビデオ化、キャラクター化などの利用権を専有する体制が取られている。過去に製作された映画でネット上での利用権が設定されてい

ない場合、新たにネット上で利用しようとする際は改めて製作委員会の合意が必要となるが、ネット配信がDVD販売や放送などと競合する場合、許諾が得られないケースがある。

③ 放送番組

放送番組は、ビデオ化が予定されるドラマなど一部のものを除き、製作段階においてその後の利用も含めた契約はほとんど行われてきていない。また、最近番組ごとの権利情報の整備が進められているが、過去のものについては、権利情報が整備されていない場合も多い。

このため、放送番組の二次利用の際には、権利情報を調査し、脚本、音楽、レコード、実演、美術、写真などすべての権利者から改めて許諾を得る必要がある。

例えば、NHKでは本年末からのネット配信に備え、現在制作中の番組については製作段階におけるネット配信も含めた契約締結の促進を、過去の放送番組については関連する権利の権利処理を進めているが、権利処理が大きな負担となっている。具体的には、脚本、音楽、実演、レコードなど主要な権利団体等¹とは合意が成立し、契約締結や権利処理の体制が確立されてきたが、それら以外の集中管理が進んでいない分野や契約ルールが確立されていない分野においては許諾を得られないケースがあり、画面の差替での対応や一部コンテンツの利用ができない状況となっている。

また、権利者が不明の場合には、文化庁の裁定制度を利用することとなるが、番組全体の中では短時間の使用であることが多いことを考えると手続きにコストがかかりすぎるという問題がある。

(2) 文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討

同小委員会では、所在不明の権利者への対応について検討を行っており、権利者搜索の相当の努力をした場合には著作物等を利用できることとする権利制限規定の導入や、第三者機関に使用料を支払うことにより事後の権利追及に関して免責されることとする規定の導入など、現行の裁定制度の運用改善に留まらない新たな制度が提案されている。

4. 国際的な動向

(1) アメリカ

放送番組については慣行上、制作時において製作者（プロデューサー）に各種権利が帰属するよう二次利用も含めた契約が行われている。実演についてはS A

¹ 日本文藝家協会、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本音楽事業者協会、CPRA（実演家著作隣接権センター）、日本レコード協会、日本音楽著作権協会、イーライセンス、JRC、日本美術家連盟、美術著作権協会

G²やA F T R A³等、実演家を代表する団体との間の団体協約等において報酬等の最低基準が定められており、これに基づき個々の契約が行われる。また、製作者と出演者とが出演記録の記録を共同管理し、二次使用料の分配等にも役立てられている。

（２）イギリス

放送実演の権利処理については慣行上、団体協約において報酬等の最低基準が定められ、これに基づき個々の契約が行われる。俳優等の出演者に関しては俳優労働組合 Equity がB B CやP A C T⁴等、製作者との間でそれぞれ団体協約を結んでいる。B B Cにおいてはネット利用を含めた暫定合意を Equity との間で結んでおり、購入番組等を除けばほぼ全ての番組についての配信が可能となっている。

（３）フランス

I N A（国立視聴覚研究所）が放送番組のアーカイブを行っており、2006年から一部をホームページ⁵上で配信している。実演家の権利については2005年に実演家組合との間において過去の契約に優先する団体協約をあらためて締結している。音楽等の著作者、テレビ監督、ジャーナリスト等の権利についても団体間での団体協約や包括契約により、ほぼすべての権利処理が可能となっている。

<論点>

- 集中管理の拡大や、契約ルールの確立など契約を促進する実態面での環境整備の必要性
- ネット上でのコンテンツの流通を促進するための法的対応の必要性

（参考）関係者ヒアリングにおいて提案された案

（6月25日第4回専門調査会）

イ）コンテンツホルダーの権利情報の整備

過去に製作されたコンテンツにおいて、コンテンツの権利情報が整備されておらず、権利処理に着手できないケースもあることなどから、今後製作されるものについては、コンテンツホルダー（放送事業者等）に権利情報の保持・管理を義務付けることとすべきではないか。

² Screen Actors' Guild

³ American Federation of Television and Radio Artists

⁴ Producers' Alliance for Cinema and Television

⁵ www.ina.fr

ロ) 所在不明の権利者への対応

権利者が所在不明の場合には、円滑な利用が困難となっていることから、権利者が所在不明な場合であっても、利用者が一定の要件を満たしている場合には、裁定制度によらずに適法にコンテンツを利用することができる措置を導入すべきではないか。

ハ) 少数反対者への対応

多数の権利者が関わるコンテンツでは、一部の反対者のためのコンテンツが全体として利用できない場合がある。このような事態を避けるため、共有著作権の行使(第65条)と同様、複数の権利者が関わるコンテンツの権利者についても、「正当な理由」がない限りコンテンツの利用に反対できないこととすべきではないか。

二) コンテンツホルダーへの権利の集約化

集中管理団体に属していない者への個別の権利処理や許諾を得られない権利者の問題を解決するため、複数の権利者が関わる放送番組、映画、レコードのネット上での利用については、放送事業者、映画製作者、レコード製作者のみが許諾権を行使できる(製作に参加した権利者は許諾権を行使できない。)こととすべきではないか。ただし、当該許諾権を与えられた者は、製作に参加した権利者に対して収益の公正な配分を行う義務を負うとともに、他の利用者に対して恣意的な許諾拒否等は許されない。